

## 令和2年度第2回介護保険運営協議会会議録

日時：令和2年10月7日（水） 午後7時00分 ～ 午後8時29分

場所：二宮町民センター 2Aクラブ室

出席者：介護保険運営協議会委員：11名

事務局：健康福祉部長・高齢介護課長・介護保険班長・介護保険班員2名・地域包括ケアシステム推進班長・地域包括支援センター職員1名・株式会社グリーンエコ様

### 次第

1. 開会

2. あいさつ

3. 議題

(1) 第1回介護保険運営協議会等書面会議の質疑応答について

(2) 現行計画の課題について

(3) 次期計画の骨子案について

(4) 第8期介護保険事業計画に係る施設・居住系サービス基盤の整備目標の試算等について

(5) その他

## 会議の状況

午後 7 時 00 分 開始

事務局 本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。これより第2回の介護保険運営協議会を開催させていただきたいと思っております。会議につきましては、例年は2回程度を予定させていただいているところではありますが、本年度につきましては第8期介護保険事業計画等の作成にあたるため、年4回の開催を予定させていただいております。なお、第1回目の開催につきましては、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、書面会議で開催をさせていただきました。この場をお借りしてご理解、ご協力いただきましたことをお礼申し上げます。本日を含めて残り3回の会議につきましては、書面会議での開催は困難というような判断をさせていただきましたので、このような形で、出来るだけ間隔を開けて、密を避けて開催をさせていただければと思います。また換気を行うために、定期的に通路側のドアのところを開閉させていただきますので、ご理解の程よろしく願いいたします。また、マスク着用での会議運営になりますので、その点につきましても、ご了承いただければと思います。なお、本日は柴谷委員がご都合により欠席の方をさせていただいておりますが、委員の過半数に達しているため、本日の会議が成立していることを報告させていただきます。次に事務局側の異動がありましたので、職員のご紹介の方をさせていただきたいと思っております。

(事務局挨拶 省略)

事務局 また本日、この計画作成にあたりまして、委託業者になります株式会社グリーンエコの児玉様に会議の同席の方をお願いしております。ご承知おきください。

(株式会社グリーンエコ 児玉氏挨拶 省略)

事務局 それでは本年度もどうぞよろしく願いいたします。次に委員の皆様の任期についてですが、平成 29 年度から今年度までの3年ということをお願いをしているところですが、選出母体や役員交代等もありましたので、ご紹介をさせていただきます。

(委員挨拶 省略)

事務局 それでは会議に先立ちまして、会長の方からご挨拶の方をよろしく願いいたします。

(会長挨拶 省略)

事務局 どうもありがとうございました。それでは議事に入りたいと思っておりますが、本日、傍聴者

の希望がございます。会議及び会議記録の公開に関しましては、取扱要領により、本日の会議の公開について、委員の皆様にお諮りをしたいと思います。本日の会議を公開することで、公正かつ円滑な審議が著しく阻害される恐れはないと思われることによって、本日の会議は公開としたいと思いますが、委員の皆様、如何でしょうか。異議なしということでお答えいただきましたので、それでは事務局で会議の傍聴者の方の確認をさせていただきます。

(傍聴者の確認)

事務局 ありがとうございます。それでは始めさせていただきます。まず議題に入ります前に、資料の確認をさせていただければと思います。

(資料の確認 省略)

事務局 よろしいでしょうか。それでは議事に入りたいと思いますが、議事につきましては、会長が議長となることが規定で基づいているので、これからの進行につきましては会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

会 長 それでは第2回の介護保険運営協議会を始めます。

まず議題(1)第1回介護保険運営協議会等書面会議の質疑応答についてですが、これは予め資料を郵送しておりましたが、それをお読みになったの質疑応答について、委員の皆様方、質問等はございますでしょうか。

委 員 資料7の2019年度保険者強化推進交付金に係る評価指標の該当状況調査表の最終ページの介護人材の確保の部分で、町の回答に、介護人材育成経費補助金を実施したと書いているが、そちらの申し込みはあったのか。他に介護人材の育成等、ここに載っていないものがあれば教えていただきたい。

事務局 昨年度の介護人材育成経費補助金ですが、募集としては行っていたのですが、結果的には応募は無かったというような形になります。それ以外にも人材育成につきましては、今のところやっていない状況になります。

委 員 もう一つは二宮の配当金が321万8千円とあって、県の配分額が4,178万8千円とある。これは平均か。

事務局 そうです。県全体の平均ということですよ。

事務局 横浜市等の人口の多い市を含めた中での平均ということなので、どうしても人口割り

でいくと、二宮町の場合下がってしまう状況があります。

委員 町村の平均はどうなっているのか。

事務局 そちらの数字はまだ出ていません。

事務局 すみません。先程、県の平均で横浜の例を出しましたが、もしかしたら政令市なので、藤沢や平塚は入っているけれども、横浜市がどうかの確認は出来ていませんので、ご承知おきいただきたいと思います。

委員 13 ページの介護保険給付の適正化のところの①と②で、①は点数に○が付いていて、ケアプランの点検が○になっている。そして②のケアプランの点検をどの程度したのか、ゼロになっているが、やっているのに点数は入らないのか。

事務局 ケアプランの点検の時期によります。点検はしているのですが、この 2018 年 4 月から 9 月のサービス分についてのところはしていませんでした。ですので、その時期で点数が加点されるかどうかというところになります。

会長 他に質問がないようでしたら、続きまして、議題（2）現行計画の課題について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 続きまして、議題 2 の現行計画の課題についてです。

資料 1 をご覧ください。現行の計画の課題についてです。この資料につきましては、今ある第 7 期の計画に記載されている、事業に対する評価のシートとなっております。表の左上から順に説明いたします。施策体系というのは、現行の計画の基本目標とそれに対する施策の方向性が記載されているようなものです。その次の具体施策は、第 7 期の計画の内容が記載されています。

平成 26 年度から令和 2 年度までの実績については、その事業の評価を A～E までの五段階で示したものとなっていて、各担当課にて事業の実績として取り組んだ内容及び課題などを記載しているような状況です。評価については、事業の進捗の度合いを表しています。A は施策の取組みを予定どおりに実施しつつ、更なる効果創出につながる取組みも実施している場合、B は施策の取組みを予定どおりに実施している場合、C は施策の取組みを概ね予定どおりに実施している場合、D は施策の取組みを予定どおりに実施できていない場合、E は各種要因より施策の取組みの実施が困難になった、または、できなくなった場合というようなものを基準にして、評価をしています。

続きまして令和 3 年度以降の方針ということで、その事業の評価は全部で 105 項目あります。A が 12 項目、B が 59 項目、C が 30 項目、D が 3 項目、E が 1 項目となっております。その中のいくつかをご紹介します。

まず A の 2 の地域における支え合いの推進の（1）地域の通いの場についてです。具体的な施策については「各地域で実施されている高齢者を中心に誰もが参加可能で、健康づくりや交流、情報交換などができる住まいに身近な居場所としての地域の通いの場の活動がより一層充実していけるよう支援します。」というものです。取り組んだ内容といたしましては、「町内 18 ヶ所に地域の通いの場を開設し、高齢者の活動の場として、提供をしている。」です。今後の方向としては、「地区からの要望を聴取し、通いの場の充実を図る。」と考えています。

次に 4 ページ目の 6 の安心・安全なまちづくりの（2）避難行動要支援者支援事業の推進についてです。「災害時に備え、一人暮らし高齢者や障がい者など、災害時に一人では避難できないなどの方々を対象とした要配慮者の登録について、必要性を啓発するとともに、民生委員・児童委員や地域との連携を強化し、必要な方の登録を一層進めます。」ということで、平成 26 年度から令和 2 年度までの実績は、「75 歳以上独居を毎年抽出し登録勧奨を行っている。登録者の一覧表も毎年地域へ配布をし、災害時に備えている。」ような状況となっております。令和 3 年度の方向は、「月に 1 度住民基本台帳および介護保険状況と照合し、最新のデータを所持する。」というような状況になっています。実際、避難行動要支援者の登録につきましては、昨年度も台風が来た時に避難所に来られた方、体調が悪くなった方等の緊急的な連絡の手段として使った事例もあります。また、災害時の安否等の確認に使うような場合も想定しております。

続きまして、D の項目についてお話したいと思います。4 ページ目の下にある（3）高齢者に相応しい住まいの整備については、「高齢者が住み慣れた住環境で安心して住み続けるために、介護保険サービスの住宅改修の他、介護保険制度の対象外となる改修についても住宅リフォーム助成事業を実施することで助成の対象としていきます。」というものです。実績としては「介護保険サービスの住宅改修は、実施しているが、介護保険制度の対象外となる住宅リフォーム助成については実施をしていない。」という状況です。今後の方針も「介護保険法の住宅改修については、実施していく。」と考えています。

もう一つは、相談・支援体制の充実の中にある認知症サポーター等養成です。「地域で暮らす認知症の人やその家族を応援する「認知症サポーター」を育成する「認知症サポーター養成講座」の講師役である「キャラバンメイト」を養成するとともに、キャラバンメイトによる認知症サポーターの育成を支援します。」ということで、D 評価のものです。キャラバンメイトについては県の研修案内を町内の事業所へ案内をしたということになっていて、今後は認知症サポーターの方を受講された方への活躍の場の提供を検討しています。今後の方針といたしましては、「キャラバンメイトを活用しながら、認知症サポーターの養成講座を引き続き充実させていく。」と考えています。

その下についても、「今後は課題を整理し、適宜進捗管理することで計画的な活動を展開し、地域の体制づくりを進めていきます。」ということで、「オレンジパートナー制度の構築を図る。」というのが取り組みになっています。このオレンジパートナー制度というのは、認知症サポーターを申し受けた方が次のステップアップ講座を受講して、オレンジパートナーとして地域で認知症の人を支援するというような、ボランティア活動を行う

ような取り組みになっています。引き続き今後の方針といたしましても、「ステップアップ講座を充実させ、チームオレンジの推進を図ります。」と考えています。

最後にEの報告です。基本目標5の1の居宅サービスの充実の中にある、(1)居宅サービスについてです。これは「要介護高齢者が安心して在宅での生活を続けられるよう日常生活を毎日複数回の柔軟なサービス提供により支えることが可能な小規模多機能型居宅介護の普及に取り組み在宅医療系の介護サービス等の基盤整備を進めます。」というのですが、この実績につきましては、「令和元年7月1日より、職員不足により小規模多機能型居宅介護が休止となっている。再開に向け、情報確認を含めた話し合いを定期的に行っている。」ような状況になっています。今後の方針といたしましては、「居宅支援事業者へのアンケート結果より、小規模多機能型居宅介護へのニーズが高いため、1事業所増を目指すと共に、休止事業所の早期再開を実現する。」というような形になっています。以上が事業評価シートの結果を抜粋という形で説明させていただきました。

続きまして、机上で配布いたしました現計画の体系図に繋がっていて、第7期の計画では、一番左の、自立で、安心し、生き生きと触れ合う町づくりということで、高齢者が住み慣れた自宅や地域で、自立した生活が続けられるように支援するというようなことが、7期の計画での基本理念という形となっております。その理念を実現させるための基本的な目標として、地域の通いの場を通じた多様な取り組みによる地域包括ケアシステムの推進ということで、基本目標が進んで構成されているような状況になっています。今度、それを実現するための施策の方向性として、いくつかの公的な柱立てとしてなっているような状況です。今計画の基本理念についてはこのように定めているのですが、第8期の計画ではこれを引き続き継承するような形での方針はどうかというのを、お聞きしたいです。

会 長 説明は以上ですか。

事務局 先にその次の資料に進みます。資料1-2施策体系案第7期との比較ということで、第7期と第8期を見比べた表になっています。左側が第7期、右側が第8期の基本目標と施策の方向性を示したものになっています。今回、変更となる部分については網掛けをしています。

まず、第7期での基本目標1が地域包括ケアシステムの推進ということですが、国の示されたものを踏まえた第8期の基本目標1が、地域共生社会の実現を目指した、地域包括ケアシステムの推進というように変えた形になっています。その内、新たに増えた項目として、1の地域包括支援センターの機能強化の中で、(7)介護人材の確保育成の取り組み、(8)の介護の質の向上、業務効率化の取り組み、というような形で考えています。次に6の安心・安全なまちづくりの(3)高齢者に相応しい住まいの整備のところは、今度は「高齢者の住まいの確保」というように文言を変えていきたいと考えています。それから前計画にはなかったのですが、(11)感染症対策に関わる体制整備というのも新たに追加していきたいと考えています。これにつきましては、今回の新型コロナウイルスの影響を踏まえまして、感染症対策に関わる体制の整備も必要なのではないかとこのところ

で、これに加える形を考えております。

続きまして、その下の基本目標2になります。こちらも前回の計画には「健康寿命の延伸に向けた健康づくりと介護予防の推進」となっていましたが、第8期では基本目標2健康づくりと連携した介護予防の推進というように変えようかと考えております。

裏のページをご覧ください。今回変わるところといたしましては、2の身近な介護予防の展開のところ、前回はなかったところですが、(3)保健と介護の連携という、一体化を踏まえ、医療と介護を連携した形で、記載させていただくようになっております。

基本目標4の認知症施策の推進のところは、認知症施策の更なる推進というような標記にしたいと考えております。そして、その中にある2の相談・支援体制の充実のところにも、新たに(4)チームオレンジの設置というのを考えています。変わるものについては以上の通りですが、文言等の修正があればご意見等をいただければと考えております。よろしく願いいたします。

会 長 ありがとうございます。それでは第8期の計画について、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

委 員 チームオレンジとは何か。

事務局 認知症サポーターの養成講座を受けた方が、ステップアップ講座を受講した後に、その受講した方たちがチームを組み、地域で認知症の方を連携して支えていくというようなイメージのものになります。

委 員 リングをいただいて、現在はそれを持っているだけだと思うのですが、それを連携させる形に働きかけをするのか。

事務局 そうです。そういった体制陣営みたいなものを考えて、次の計画に反映していきたいと思えます。

委 員 今後は、その資格を持っている人たちに声をかけていく形になっていくのか。

事務局 その通りです。

委 員 受けた人の把握は出来ているのか。

事務局 受講された方については登録をされているので、分かっている状況です。

委 員 そこに関連して、事業評価シートの認知症サポーター養成のところはD評価であるが、第1回会議資料のAを見ると、認知症サポーター養成講座を6回開催していて、養成に

力を入れていると思うが、評価はDになってしまうのか。

事務局 実際のところは、受講された方たちの受け皿といったものが確保できていない部分や、養成はしていますがその人たちを活用する場面というのが、こちらとしても検討できていない状況があるので、それを含めてDという評価をしています。

委員 事業評価シートで、生活支援サービスの体制整備の部分に生活支援コーディネーターとあるが、それはどういった方達なのか。

事務局 地域包括支援センターに生活支援コーディネーターがいます。地域にて、地域の協議体といったところで、いろいろとやり取りをしている方達です。

委員 C評価ということは、上手くいかなかったのか。

事務局 Cは概ね予定通りに実施しているということを指しています。

委員 そういう状況になった人は見えているけど、(かかわりのない) 普通の人あまり見えないですね。どういった方達なのか。ケアマネさんではないですよ。介護保険制度ではないところでの生活支援ということか。

事務局 地域包括ケアシステムを進めていく上で、生活支援コーディネーターという役割を担う方もいて、地域の繋がりを作っていく、地域の課題をいろいろ出していく等といった活動をされています。今、二宮町では小学校区ごとに地域の協議体という、国で言うところの一層の協議体、二層の協議体と二段階あって、一層というのは町全体で、二層の協議体が地区ごとと、そういったものを開催する時に、コーディネーターと一緒に出て行って、地域課題を洗い出したり、そういうことを一緒に取り組んできたのが、今のところの計画になっています。

会長 生活支援センターの職員の方が、兼任する形で勤めているのですか。

事務局 地域包括支援センターの職員の一部が、生活支援コーディネーターという役職を担っています。

委員 基本目標5の介護保険サービスの充実の部分で、先程の評価Eである居宅サービスと、その次のページにある2の地域密着型サービスの充実がある。居宅サービスのところに「支えることが可能な小規模多機能居宅介護の」とあるが、これはその次の2の地域密着型サービスとは別の事か。



事務局 居宅サービスの方が小規模だけのお話になりまして、地域密着型サービスがそれ以外の地域密着型も含めた形の内容になっています。記載している取り組んだ内容というのが、かわわの家が花物語にのみやになりましたので、そういったものを含めての回答になります。

委員 居宅サービスの方は、それ以外の一般的な居宅介護サービスを指しているのか。

事務局 そちらは小規模だけのものを指しています。恒道園から豊友会が引き継ぎまして、二宮喜楽園になっているのですが、その二宮喜楽園の小規模多機能が休止になっているので、それについて記載させていただいています。

委員 この居宅サービスのところにか。

事務局 はい。

事務局 地域密着型サービスの方はグループホームを含んだ形のものになります。

委員 私は、小規模は地域密着の範疇に入ると理解していた。何故このような書き方になったのか。

事務局 制度の上では、小規模多機能も、当然地域密着の中に入ってきます。ただ評価の区分では、小規模多機能の部分と居住のサービスの部分とで施策の主旨が違うものになってくるので、分けさせてさせていただいています。

委員 次の第8期の計画骨子案に、サービス別の実績値と見込み値があるが、訪問介護等が非常に計画に対して実績が低い等といったことについては、ここの居宅サービスの評価の中には入らないのかと疑問に思ったので、1－(1)居宅サービスの充実と2－(1)地域密着型サービスの充実の違いの部分はこういったことで、又居宅サービスが何を指しているのかが知りたかった。

委員 この文面だけを見ると、訪問介護や(地域支援事業ではない)居宅サービスかと思ってしまう。

事務局 この表題と具体的施策の部分とが、居宅サービスと書いてあるともっと大きな話になりますが、具体的施策で上げたものが非常に限定的なものであったので、そのずれがあったのかもしれません。

事務局 もし変更が可能であれば、ここの1－(1)居宅サービスのところを変更させてもら

い、一方で2－(1)は地域密着型に絞った形で書かせていただきたいと思います。

委員 小規模多機能とグループホームを、一か所ずつ増やすという計画か。

事務局 8期でということですか。

委員 はい。

事務局 増やしたと考えています。

会長 ご質問がないようでしたら、続きまして、議題(3)次期計画の骨子案について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料2の骨子案につきましては、委託業者である株式会社グリーンエコさんの方からご説明をいただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

事務局 資料2の二宮町高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画骨子案をご覧ください。骨子案ということで、内容が完全に決まってはいません。途中までのものになっているので、そこまでの説明になると思いますが、よろしくをお願いいたします。

まず目次を構成案という形で載せさせていただいております。大きく第1章から第6章まであり、第1章に関しましては、計画策定の意義、概要や期間、位置付けというところの説明になります。第2章は高齢者を取り巻く現状ということで、二宮町の高齢者の統計的な現状やサービスの状況、それに併せたアンケートや課題というのを記載いたします。第3章は第2章の課題を踏まえた上で、基本理念や取り組み、基本目標、それから第8期としての計画体系というところを記載いたします。第4章は計画の具体的な取り組みということで、施策体系に基づいて各施策の方を展開していき、具体的な取り組みを記載いたします。第5章は介護保険給付というところで、各介護保険サービス等の第8期の見込みの数値と併せて、保険料の金額の記載になっています。第6章はこの計画を推進するためにあたり、どういったことをやるかという内容になります。今回、骨子としてつくらせていただいたのが、第2章の介護保険サービスの現状までになっているので、そこまでを説明させていただければと思います。

それでは、第1章 計画の策定にあたっての計画策定の背景というところで、今回、団塊の世代が2025年に後期高齢者となるということを見据え、更に2040年に全国的に高齢者数がピークになるということ踏まえた上で、町の包括ケアシステムの構築、深化を目指した計画を策定します、というものになっております。

次に2ページをご覧ください。今回、国の方での改正内容ということで、主な点を7点挙げさせていただいております。一つ目は先程も説明した通りに、2025年や2040を見据えた形で、サービス基盤や人的整備をするというところなんです。二つ目は、地域共生社会の

実現を目指すというところです。三つ目は介護予防・健康づくりの施策で、保健の分野と介護予防が連携して取り組むというところです。四つ目が有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る県と市町村の連携の強化というところです。こちらは有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に関しても、しっかりと住まいの確保という取り組みをやっていきます。五つ目は認知症施策推進大綱という 2019 年に国の方が取りまとめられたもので、推進大綱といった形で認知症施策をしっかりとやっていきます。六つ目は地域包括ケアシステムの介護人材の確保と、業務効率化の取り組みをしっかりとするというところです。最後の七つ目は災害や感染症対策に係る体制整備ということで、国の主な改正内容というところで、あげさせていただいています。

4 ページ目は計画の位置づけです。こちらは、高齢者保健福祉計画及び第 8 期介護保険事業計画に関して、どういった計画が関連しているのかというところのものになっています。

計画の期間については、第 8 期の計画は令和 3 年度から令和 5 年度の期間になりますが、先程の 2025 年や 2040 年というところで、第 9 期にあたる令和 7 年度（2025 年）では団塊の世代が 75 歳以上、第 14 期にあたる令和 22 年（2040 年）では、全国的に高齢者数がピークになるというものを見据えた形での期間になっているということを示しています。

次に計画の策定体制ということで、ニーズ調査や在宅介護実態調査、統計資料や計画の振り返りを踏まえた上で、現状の分析と課題の抽出をして計画を作り、協議会の方に図っていただいて、計画をつくっていくという流れを記載しております。

「第 2 章 高齢者を取り巻く現状」に入ります。こちらから、統計の方の説明になっています。

まず 7 ページの二宮町の人口ということで、全体的に 3 区分別人口の推移を示しています。40～64 歳の人口は平成 30 年から減少しているのに対し、65 歳以上の人口は増加しています。実際に令和 2 年度の 65 歳以上の高齢者の割合は、34.7%となっています。次に 8 ページをご覧ください。こちらは、三区分別人口の推計になっています。将来推計を行ったところ、二宮町の総人口は今後も減少を続けるような傾向になっています。令和 3 年の 28,188 人に対して、令和 5 年は 27,597 人、令和 7 年（2025 年）が 26,866 人、令和 22 年（2040 年）が 21,586 人と減少する方向になっています。

次に 9 ページをご覧ください。高齢者人口の推移ということで、こちらの方は平成 27 年から令和 2 年までは全体的に増加傾向です。特に 75 歳以上の後期高齢者の方が増加をしています。10 ページをご覧ください。年齢別高齢者人口の推計を示しています。令和 3 年に関しましては、高齢者が 9,869 人というところで、全体としては減っているような形ですが、人口自体が減少しているので、高齢化率というところの割合に関しては上がってきている形になっています。特に令和 7 年の後期高齢者の場合は、前期高齢者と比べて 63.6%と 6 割になっています。

11 ページをご覧ください。高齢者世帯の状況というところで、二宮町と神奈川県と全国を、高齢者世帯の種類別で比較したものです。高齢者のいる世帯での二宮町は 52.7%となっていて、神奈川県と全国とを比べて高くなっています。高齢夫婦世帯と高齢単身世帯に対しても、やや多くなっているという形です。高齢者世帯数の推移としましても、国勢調査の資料から、

平成 17 年、22 年、27 年で増加をしています。

次は介護保険サービスの現状になります。認定率の推移に関しましては、二宮町は全国や神奈川県と比べても低いのですが、増加傾向にはあるという形になっています。認定率の推計につきましても、令和 3 年と 4 年のところでは、微増なんですけれども、それ以降については増加傾向となっています。令和 22 年に関しましては、16.8%ということで少し下がる見込みになっています。

13 ページは要支援・要介護の認定者の推移と推計になっています。こちらの方も、全体的に認定者が増加傾向になっています。推計に関しましては、令和 7 年のところまでは増加していますが、令和 22 年は全体的に人口が少なくなっているということもあるので、認定者数の方は少なくなると見込まれています。

14 ページ以降につきましては、サービスの利用実績を記載させていただいています。2020 年度に関しましてもまだ途中ですので、数値の方が見込み値というところで、ある程度の数値が出たところで見込みの数値を入れていくこととなります。14 ページから 17 ページは最終的に令和 22 年度分を入れた形での記載となります。

簡単に説明いたしましたが、これ以降につきまして、アンケートから見た課題から現計画の評価を踏まえて、課題のまとめとし、3 章 4 章以降の計画を順次作成して、素案の方を示させていただければと思います。説明は以上になります。

会 長 14 ページの①居宅サービスで、介護予防居宅サービスについては、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護で計画値を大きく上回っています。と書いてあるが、これは通所ではなく、訪問リハビリテーションなのではないか。

事務局 その通りです。介護予防訪問リハビリテーションの方になります。

事務局 こちら、記載が間違っていました。申し訳ありません。上段にある介護予防訪問リハビリテーションということで、通所を訪問に訂正をお願いいたします。

会 長 他に質問はございますでしょうか。

委 員 2～3 ページの部分は、これが計画の方に具体的に反映されるということか。例えば（４）有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県と市町村間の情報連携の強化は、こういったものがこの計画上に具体的に盛り込まれてくるということか。例えば、「適切にサービス基盤を進められるよう、都道府県と市町村の情報連携を強化し、整備状況も踏まえながらサービス基盤整備を適切に進めていきます。」というのは、そういうサービス料の目標値が出てくるのか。

事務局 恐らく、その文章だけのものになってくると思います。（７）の災害の方もそうですが、数値が表に出てくるというようなことは無いと思います。

委員 同様に、(6)の「介護人材の確保について介護保険事業計画の取組み等に記載し」とあるが、この介護保険事業計画の取組み等に記載しというのは何か。

事務局 第7期の時に、少し記載をさせていただいたところにはなるのですが、今まで行ってきました初任者研修の助成の関係につきまして、記載をさせていただいております。

委員 私も事業者で、人材の確保が厳しい状況にある。そのあたり、もう少し具体的な取り組みというのが、記載されるのか疑問に思ったので質問させてもらった。というのは、先程の15ページの訪問介護の話になるが、これの計画対比がすごく目立っている状態です。計画値に対しての実績が80%や72%で、2020年の見込みの計画値は、現状より10%くらい上がっている。計画対比、実績が増えるとはとても思えないので、更に差が開く。その中でどういうふうに、(6)の介護人材の確保と結びつけて考えてもらえるのかと疑問に感じたので質問をした。

事務局 計画の記載については、直接サービスと結びつけた記載には、恐らくならないと思います。

委員 これは結局、サービスをしていないと計画は砂上の楼閣になる、その兆候を示していると私には思えます。

委員 どうすれば人材が確保出来るのかという具体的な計画は特に無いのか。初任者研修だけなのか。

事務局 初任者研修以外の資格の補助が県からの補助になってしまうので、町から追加で出すというのは、なかなか難しいところもあります。もしやるのだったら、全く別の形で行うしかないのかなとは思っております。

委員 私もヘルパーをやっているが、高齢化率がすごい。

委員 神奈川県介護職員の平均年齢が47歳、ヘルパーさんも50代後半という状況の中なので、第7期の実績と見込み値を見ても、その差が止まらないなって思い、どう考えればいいのかなと思い、具体的な人材確保策が出てくるかと思い、お尋ねしたかった。

事務局 町としても考えているところではありますが、なかなか良い案が出なかったのも、もし何かございましたら、教えていただくと非常に助かります。

委員 ミャンマーから若い方が来ていて、その後も増える予定だったかと思うが、コロナで

ストップしている。若い方でよく働かれています。

委員 　ただ訪問介護はできないんですよね。実際、二宮の高齢化率から考えると、訪問介護の需要は更に増えるので、今後は気になるところです。

委員 　最初の方に話題になった認知症サポーターを育成する、チームオレンジの推進というのがあったが、これが推進されると、利用実績のどこかに反映されるのか、それとはまた別の何か。

事務局 　そうですね。またサービス（の利用実績）とは別です。

委員 　でも結果的には、反映されますよね。認知症サポーターという事で、訪問サービス自体は上手く機能すれば出来ると思う。ただ機能するのがなかなか難しい。聞いていると、せっかく認知症サポーターをもっていたとしてもうまく機能していない状態なのでは。

委員 　そういう、もっと発展させるようなものが何かあれば良い。受けて終わりではなく、受けて、じゃあ皆で現場に行ってみようか等、そういうところに繋がれば良い。だが、講座を受けても本当に出来るのかといったら出来ない。

委員 　そういう意味でのコーディネーターというのが必要だと思う。資格を取った人たちを束ねて発信する人がいないと、資格を取ったとしても埋もれてしまう人が結構いると思われる。予防リーダーを認知症サポーターにするなどできたらいいと思う。

会長 　適切な医療サービスに結び付けてくれるような、糸口を見つけてくれるような立場の人がいたらいい。

委員 　地域包括支援センターがそういうことをやっていると聞いたので、それを発展させるなど方策を考えてほしい。

事務局 　養成したはいいが、活用法というのが課題になっています。

事務局 　正にそういう状況だからこそ、今度はそういったところに取り組んでいかなければならないので、チームオレンジを進めていきたいし、次の計画の中でやっていきたいと思えます。そして、地域の方がいろいろな活動に協力して下さるので、是非そこでオレンジリングをもらっただけでなく、次のステップに行けるような、何かそういった形に持っていく方法を探って、チャレンジしていきたいです。ただ、具体的な方法はこれから考えていかなければと思います。

委員 歳をとられても元気な方が多く、埋もれている人もいると思うので、そういった方たちを引き出せる、政策を考えてほしい。

会長 他に何かご質問はございますか。

委員 推計というのは、どういう方法で出すのか。第7次の推計値と今回の2025年の推計値が違うので、どういう値で変わったのか。

事務局 何ページでしょうか。

委員 資料の13ページに2025年が書いてあるが、第7期の計画値でも2025年が書いてある。推計値は変わっていくものだが、どのように出しているのか。

事務局 その当時の実績を基に推計をしています。第7期をつくった時は3年前になりますので、今回は過去3年間分の実績を勘案しているため、これだけ前回と差が開いてしまいました。

委員 今年国勢調査をしているので、データが全く変わるかもしれないですか。それとも今年のもは反映されないのか。

事務局 反映されません。

委員 すごく差が出てくると考えた方がいいのか、それとも前回の国勢調査がのっていると考えた方がいいか。

事務局 国勢調査とは別のデータを活用しておりますが。

委員 国勢調査になっているね。

事務局 11ページですね。この資料はそうですが、それ以外のものについてはまた違うデータです。

委員 そういう風に、前回の国勢調査だと頭に入れておいた方が良くもありませんね。

会長 それでは議題(3)はここまでとし、続きまして、議題(4)第8期介護保険事業計画に係る施設・居住系サービス基盤の整備目標試算等について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 続きまして、議題 4 の第 8 期介護保険事業計画に係る施設・居住系サービス基盤の整備目標試算等についてです。

資料 3 をご覧ください。こちらは町が神奈川県に提出し、これから神奈川県とヒアリングを行う際に使用する資料となります。ヒアリングの中やこれからの情勢次第では変更がありますので、現段階での暫定資料と考えてください。本日机上配布をさせていただきました資料 2 と、各年度の人口の内訳や認定者数の異なるところがありますが、出典となる元データが異なりますので、最終的には資料 2 と同じ数値をこちらの資料 3 の方に反映する予定となっておりますので、ご了承ください。

それでは説明を始めさせていただきます。1 ページ目に町の高齢者人口、認定者数等を記載しています。まず人口は年々減少傾向にある中で、高齢者人口は第 8 期計画期間中にピークを迎え、その後は減少に転じると予想されていますが、75 歳以上の人口につきましては増加傾向になりますので、下にある認定者数につきましても、それに合わせて増加を想定しております。ただ、令和 22 年度になるまでには、減少していくだろうと想定しています。

2 ページ目からは施設整備について、記載をしています。まず一番上の特養になります。町の今の定員は 98 名となっており、利用率は 140% を超えています。この利用率につきましては、近隣と見比べても高い数値になっており、特養の開設を検討しないといけないような状況となっておりますが、大規模な特養を建設できる程の土地の確保が困難ではないかと想定しておりますので、第 8 期での計画は見送りさせていただきました。その代わりにはなりますが、その一つ下の地域密着型の特養につきましては、第 8 期中にもう一か所の開設を考えています。地域密着特養の令和 5 年度で、それまでが定員 27 名だったところが倍の 54 名となっております。令和 5 年に出来れば開設をして、そこから利用者の受け入れを開始し、令和 7 年度くらいまでには満床を目指すような形で考えています。それまでの間に、特養の待機者を減らしていきたいと考えているところです。その下から次のページに続きます、老健、介護療養型医療施設、介護医療院につきましては、現行のとおり二宮町での開設は見送りさせていただきます。

3 ページ目の下から二番目にある、グループホームにつきましては、町内の 2 施設がすでに満床となっていて、中井町のグループホームを頼らないといけないような状況となっております。そのため、令和 3 年度を準備期間として、令和 4 年度の定員数は 36 名から 54 名に増えていますが、こちらで出来れば一か所開設をしたいと考えています。今後の状況によりますが、第 9 期中の令和 8 年度に、出来れば更にもう一か所開設を検討したいと考えております。

4 ページ目の特定施設、住宅型有料老人ホーム、サ高住につきましては、今のところ現行の設置以外は予定していないので、現状通りという形です。前回、資料配布で送らせていただきました、介護予防日常生活圏域ニーズ調査の中の調査結果としまして、グループホームと特養の施設整備の希望が高かったので、それを反映したような形になります。以上が施設サービスです。

続きまして、資料 4-1、2 をご覧ください。こちらが在宅向けのサービスの資料とな



ります。施設を含めて、町のサービスとして不足なサービスがあるかどうかというのを、町内のケアマネ事業所さんに依頼させていただきまして、ニーズ調査を行いました。その依頼文が4-1で、回答結果が4-2となります。

回答サービスが多い順番に並べています。一番多かったのは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と小規模多機能型居宅介護になります。

定期巡回型サービスにつきましては、電話を通して連絡することにより、訪問を24時間可能となるサービスです。ただ現行、二宮町内でのサービス事業者がなかったため、一番回答数が多いサービスになったと思います。

小規模多機能型居宅介護につきましても、現行は休止となっていますが、また別のケアマネ事業所さんへの調査で、現休止事業者の定員の2倍相当の希望者がいることが分かりましたので、来年度に更にもう一か所開設したいと考えております。こちらのものにつきましても、前回の介護予防日常生活圏域ニーズ調査につきまして、在宅サービスの充実を希望する声が高かったので、こちらの二つのサービスにつきましては、来期の新規で開設を考えているところです。

二番目に多かった夜間対応型訪問介護につきましては、資料1の地域密着型サービスの充実のところ、定期巡回型と一緒に夜間対応型訪問介護の開設を目指すというような記載をさせていただいたのですが、近隣の事業者の実績を確認いたしますと、定員より遥かに下回る実績になっています。もし開設をしてしまうと、恐らく事業所の赤字となってしまう、休止になってしまう可能性があるため、8期中での開設は見送りし、9期以降の検討をさせていただければと思っています。ただ、在宅サービスにつきましては、施設整備の国の補助金の影響を受けないサービスになりますので、第8期中で開設を検討している事業所さんが出次第、相談にのっていきたいと考えています。簡単ではございますが、説明は以上になります。

会 長 何かご質問はございますか。

委 員 開設にあたって、事業所の公募をするということか。

事務局 はい。公募で行いたいと思っています。

委 員 調査の回答率はどのくらいか。

事務局 全事業所に回答していただきました。

委 員 公募して応募が無かった場合、その後の対応はどうなるのか。

事務局 第7期中も近隣で公募を行ったにも関わらず、やはり来なかったサービスもあるようです。特に入所系の施設につきましては、なかなかきてがないという話を聞いています。

勿論町としても働きかけはしますが、最終的に来なかった場合は（施設数は）現状維持になると思います。

会 長 他にご質問はございませんでしょうか。それでは、続きまして、議題（５）その他について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 特にございません。

会 長 最後に全体を通してご質問はございませんでしょうか。  
ないようでしたら、以上で令和２年度第２回介護保険運営協議会を終了といたします。  
活発なご意見どうもありがとうございました。

午後 8 時 29 分閉会